

特定の随意契約に係る発注の見通しに関する事項の公表について

盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）第118条の2第1項の規定により、令和7年度において、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号又は第4号に基づく随意契約を行う案件に係る発注の見通しに関する事項を次のとおり公表する。

令和7年4月1日

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則

1 公表内容

特定の随意契約に係る発注の見通し（令和7年度第1回）

別紙特定の随意契約に係る発注見通しのとおり

(別紙)

特定の随意契約に係る発注見通し

1 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に基づき随意契約を行う案件

(1) 物品の買入に係るもの

該当案件なし。

(2) 役務の提供に係るもの

No.	件 名	役務の概要	見積徴取 の時期	契約締結の 予定時期	契約期間（予定）	発注担当課	備 考
1	浄水場等構内除雪 業務委託（単価契約）	浄配水場構内の除雪の業務	11 月	12 月	令和7年12月1日から 令和8年3月31日まで	浄水課	

2 地方公営企業法施行令第 21条の13第1項第4号に基づき随意契約を行う案件

該当案件なし。